

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子健診に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、母子健診に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都小金井市長

公表日

令和4年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子健診に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等訪問指導、健康診査等の母子の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 妊娠届出の受理 2 母子健康手帳の交付 3 新生児等訪問指導 4 養育医療の給付、費用の支給及び費用徴収に係る事務 5 妊産婦または乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する事務
③システムの名称	1 健康情報システム 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 母子健診(妊婦)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番49 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第40条に規定される母子保健法第10条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法 第19条第7号及び別表第二 項番26、56の2、69の2、87 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1項、第30条第8項、第38条の3、第44条第1項 (情報照会) 1 番号法 第19条第7号及び別表第二 項番69の2、70 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3、第39条に規定される母子保健法第21条の4第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康課
②所属長の役職名	福祉保健部健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小金井市総務部総務課情報公開係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小金井市福祉保健部健康課 小金井市本町六丁目6番3号 042-321-1240

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	健康情報システム	1 健康情報システム 2 中間サーバー	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令条の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番49 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第40条に規定される母子保健法第10条等	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番49 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第40条に規定される母子保健法第10条等 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	事後	小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定に伴う追記
平成28年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	3)未定	1)実施する	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉保健部健康課長 高橋 啓之	福祉保健部健康課長 當麻 光弘	事後	
平成28年5月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成28年5月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉保健部健康課長 當麻 光弘	福祉保健部健康課長 石原 弘一	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1項、第30条第1項、第44条第1項	(情報提供) 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1項、第30条第8項、第44条第1項	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉保健部健康課長 石原 弘一	福祉保健部健康課長	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 8. 監査	—	自己点検、内部監査	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年4月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、 新生児等訪問指導、健康診査等の母子の健康 の保持及び増進に関する事務を行う。 本市においては、行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (番号法)(平成25年5月31日法律第27号) の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の 事務で取り扱う。 1 妊娠届出の受理 2 母子健康手帳の交付 3 妊婦健診の記録 4 新生児等訪問指導 5 養育医療の給付、費用の支給及び費用徴 収に係る事務 6 乳幼児健康診査の勧奨及び実施	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、 新生児等訪問指導、健康診査等の母子の健康 の保持及び増進に関する事務を行う。 本市においては、行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (番号法)(平成25年5月31日法律第27号) の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の 事務で取り扱う。 1 妊娠届出の受理 2 母子健康手帳の交付 3 新生児等訪問指導 4 養育医療の給付、費用の支給及び費用徴 収に係る事務 5 妊産婦または乳児若しくは幼児に対する健 康診査に関する事務	事前	
令和2年4月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令条の根拠	(情報提供) 1 番号法 第19条第7号及び別表第二 項番26、56の 2、87 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第19条第1項、第30条第8項、第44条第1 項 (情報照会) 1 番号法 第19条第7号及び別表第二 項番70 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第39条に規定される母子保健法第21条の4 第1項	(情報提供) 1 番号法 第19条第7号及び別表第二 項番26、56の 2、69の2、87 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第19条第1項、第30条第8項、第38条の3、 第44条第1項 (情報照会) 1 番号法 第19条第7号及び別表第二 項番69の2、70 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第38条の3、第39条に規定される母子保健 法第21条の4第1項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和2年4月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和2年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	1 健康情報システム 2 中間サーバー	1 健康情報システム 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価機関における担当部署 ② 所属長の役職名	福祉保健部健康課長	福祉保健部健康課長事務取扱福祉保健部長	事後	
令和3年10月1日	I 関連情報 5. 評価機関における担当部署 ② 所属長の役職名	福祉保健部健康課長事務取扱福祉保健部長	福祉保健部健康課長	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	